

○静岡県警察犯罪被害給付制度事務処理要領の制定について

(平成14年3月11日例規県民第6号)

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）、同施行令（昭和55年政令第287号）及び同施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）に基づき、別添のとおり「静岡県警察犯罪被害給付制度事務処理要領」を定めたので、誤りのないようにされたい。

なお、静岡県警察犯罪被害給付制度に係る事務に関する訓令の解釈及び運用について（平成9年甲通達警第58号）は、廃止する。

別添

静岡県警察犯罪被害給付制度事務処理要領

1 趣旨

この要領は、法、同施行令、規則その他別に定めるもののほか、公安委員会が行う遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金（以下「給付金」という。）の裁定等に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

2 事務処理

本県警察における犯罪被害給付制度に関する事務処理等は、県本部にあっては警察相談課（犯罪被害者支援室）が、署にあっては警務課が担当するものとする。

3 対象事案の発生報告

- (1) 署長は、犯罪被害（法第2条第2項に規定する犯罪被害をいう。以下同じ。）に該当し、又は該当する可能性があると思われる事案で、支給の対象となり得るものを把握した場合は、犯罪被害給付制度検討事案発生報告書（様式第1号。以下「発生報告書」という。）により、県本部警察相談課長（以下「相談課長」という。）に報告しなければならない。
- (2) 相談課長は、支給対象事案に関し、給付金を受給する資格を有すると認められる犯罪被害者又は第一順位遺族が、他の都道府県に住所を有しているときは、当該都道府県警察に通報するものとする。

4 制度の教示

- (1) 相談課長又は署長は、犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると思われる事案を把握した場合には、犯罪被害者等給付金の支給対象となり得ることから、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により、犯罪被害者又はその遺族に対して個別に本制度に関する事項を教示するものとする。ただし、犯罪被害者又は第一順位遺族（第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者）に規則第2条第1号及び第3条から第5条までに規定する不支給事由があると見込まれる場合又は他の法令による給付、損害賠償等との調整が行われると見込まれる場合で

あって、犯罪被害者等給付金が不支給となることが明らかなきなど、教示することにより犯罪被害者又はその遺族の心情を害することが懸念される場合は、この限りでない。

- (2) 相談課長及び署長は、犯罪被害者又は第一順位遺族の裁定申請状況の掌握管理に努め、本制度の不知、失念等による申請漏れがないよう配意するものとする。

5 裁定申請書の受理等

- (1) 相談課長又は署長は、給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）から遺族給付金支給裁定申請書、重傷病給付金支給裁定申請書又は障害給付金支給裁定申請書（規則様式第1号～様式第3号。以下「裁定申請書」という。）の提出があったときは、当該裁定申請書の記載事項及び添付書類等に不備がないかを確認した上で、これを受理しなければならない。
- (2) 署長は、前記(1)の規定により裁定申請書を受理したときは、直ちに、相談課長に送付しなければならない。
- (3) 相談課長は、前記(1)又は(2)の規定により裁定申請書を受理し、又は送付を受けたときは、速やかに、公安委員会に報告しなければならない。

6 裁定のための調査等

- (1) 相談課長は、前記5の規定により申請を受理した場合には、裁定に必要な調査等を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、申請を受理する前であっても、裁定に必要な調査等を行うものとする。
- (2) 相談課長は、法第13条第1項の規定に基づき、申請者その他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断を受けさせるときは、その状況を明らかにしておくとともに、必要により預り証（様式第2号）を交付するものとする。
- (3) 所属長は、相談課長が前記(1)の調査等を行うときは、これに協力するものとする。

7 裁定等

- (1) 相談課長は、前記6の調査等により収集した資料等に基づき、裁定申請に係る裁定案を作成し、本部長に報告した上で公安委員会に提出し、裁定を受けるものとする。
- (2) 相談課長は、裁定案を作成するに当たり、裁定に関する事務処理の適正を図るため必要と認めるときは、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長（以下「本庁犯被課長」という。）、県本部事件主管課長等と協議するものとする。

8 裁定申請の却下

相談課長は、申請者等が前記6の調査等に協力しないため適正な裁定を行うことができないと認められるときは、本部長に報告し、本庁犯被課長と協議した上で裁定申請却下案を公安委員会に提出し、決裁を受けるものとする。

9 裁定等の通知

相談課長又は署長は、前記7の規定により裁定が行われたとき又は前記8の規定により裁定の申請が却下されたときは、速やかに、その内容を申請者に通知し、必要な手続を執らなければならない。

10 警察庁等への報告

(1) 署長は、本制度の運用に関し、紛議が予想される事案等が発生したときは、その都度、相談課長に報告しなければならない。

(2) 相談課長は、前記(1)に規定する事案等が発生したときは、その都度、本庁犯被課長に報告し、対応しなければならない。

11 関係書類の保存

相談課長及び署長は、裁定等に関する書類を、前記9の規定によりその取扱いが完了した日から5年間保存しなければならない。ただし、裁定が行われた事案について、将来、当該裁定に係る申請者以外の者から改めて申請が行われる可能性があるものについては、当該犯罪被害が発生した日から7年間保存するものとする。

12 審査請求

相談課長は、公安委員会の裁定についての審査請求があったときは、適正な対応を行うものとする。

13 その他

(1) 相談課長及び署長は、本制度に関する広報啓発に努めるとともに、職員に対する指導・教養を徹底し、本制度の適正な運用に配慮するものとする。

(2) この要領により難い特別の事情があるときは、その都度別に定めるものとする。